

小山町宿泊税条例（案）の制定について

1 趣旨・目的

町は、観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税（地方税法第5条第7項）として宿泊税を導入する。

2 宿泊税案について

（1）税率

次のとおり宿泊料金に応じた段階的定額制とする。

宿泊料金※	税 率
6 千円未満	1 0 0 円
6 千円以上 3 万円未満	2 0 0 円
3 万円以上	4 0 0 円

※素泊まり料金・消費税抜

（2）課税免除の設定

- ア 年齢 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
- イ 学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）をいう。）が学校教育上の見地から行う行事に参加する者
- ウ 公益上その他の事由により規則で定めるもの

（3）特別徴収義務者

- ① 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所
- ② 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅（いわゆる「民泊」）
- 【①+②】計 44 施設（内訳：旅館業法 36、民泊 8）〔令和 8 年 3 月末現在〕

3 宿泊税財源の活用用途

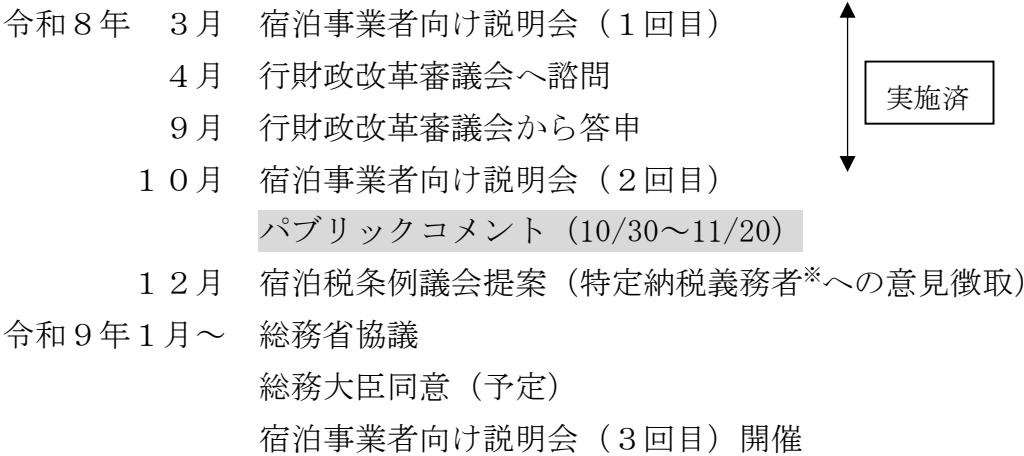
（1）第 3 次小山町観光振興計画・アクションプランに基づいて実施

既存事業の単なる振替財源とならないよう留意しつつ、新たな観光施策の展開又は既存施策の拡充など、宿泊者などがその効果を実感できる事業に重点的に活用し、将来の小山町の観光交流人口の更なる拡大に向け、安定的な財源とする。

（2）使途の公表

宿泊税による税収額やその財源を活用した事業を毎年度公表

4 これまでの経緯及び今後のスケジュール案



※特定納税義務者・・・特別徴収義務者のうち、当該法定外税として課される税額の合計が、当該税収額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者

5 施行年月日

令和9年10月以降（総務大臣同意後、宿泊税条例施行規則で定める日）

【参考】近隣自治体の宿泊税導入の状況（宿泊税条例制定済みの自治体に限る。）

自治体名		税率（1人1泊当たり）	課税開始時期（予定）
山梨県	富士吉田市	一律200円	令和9年4月
	富士河口湖町		
神奈川県	湯河原町	宿泊料金5万円未満300円 〃 5万円以上500円	令和8年4月
	鎌倉市	一律300円	令和9年10月
	箱根町	一律350円	令和10年4月
静岡県	熱海市	一律200円	令和7年4月

※上記自治体のほか、御殿場市や静岡県等において現在、観光振興財源を目的とする法定外税の新設が検討されている。